

学校いじめ防止基本方針

令和元年 7 月改訂
都城市立明和小学校

はじめに

いじめは、深刻な人権侵害であり、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に長期に渡って重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

「都城市立明和小学校いじめ防止基本方針」は、児童生徒の尊厳を保持する目的のため、国・県・市町村・地域住民・家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法第13条の規定に基づき、いじめの未然防止やいじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策を、総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

もくじ

第1	いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	
1	いじめの定義	3
第2	学校におけるいじめの防止等に関する事項	
1	いじめの防止等の対策のための組織	4
2	児童が主体となったいじめの防止等の取組の推進	5
3	いじめの防止等に関する措置	5
(1)	アンケート調査や教育相談の実施	5
(2)	いじめの発見や通報を受けた場合の組織的対応	5
(3)	学校を離れた場所での教育活動における指導の充実	6
(4)	加害者や傍観者に対する支援	6
(5)	いじめの解消となる二つの要件	6
4	その他の留意事項	7
(1)	校長のリーダーシップによる対応	7
(2)	道徳教育や人権教育の充実	7
(3)	インターネット上のいじめへの対策	7
(4)	SCやSSW等の専門家の積極的な活用	8
(5)	校内の相談窓口の設置	8
(6)	都城市ならではの取組の充実	8
5	重大事態への対処	8
(1)	重大事態の意味や具体例	8
(2)	重大事態への対処	9
第3	その他の事項	
1	基本方針の点検と必要に応じた見直し	9
2	ホームページ等での公開	9
第4	参考資料	
資料1	MEIWAの生徒指導	10

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの定義

(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

(1) 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。

例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察する等して確認する必要がある。

ただし、このことは、いじめられた児童生徒の主観を確認する際に、行為の起こったときのいじめられた児童生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認することを排除するものではない。

(2) いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。

(3) 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）等、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

(4) 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすること等を意味する。けんかやふざけ合いのように見えることでもであっても、見えないところで被害が発生している場合があるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

なお、インターネット上で悪口を書かれた児童生徒がおり、当該児童生徒がそのことを知らずにいるような場合等、行為の対象となる児童生徒本

人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

- (5) いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合や、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導する等、柔軟に対応することも可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の学校におけるいじめ防止等の対策のための組織へ情報共有することは必要となる。
- (6) 具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。
- 冷やかしかやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
 - 仲間はずれや集団による無視をされる。
 - 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
 - ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
 - 金品をたかられる。
 - 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
 - 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
 - パソコンや携帯電話等を使って、誹謗中傷や嫌なことをされる等。
- (7) これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命・身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものも含まれている。
- これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のもとで、早期に警察に相談・通報のうえ上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

第2 学校におけるいじめの防止等に関する事項

1 いじめの防止等の対策のための組織

いじめの防止等を実効的に行うため、「いじめ・不登校対策委員会」を設置する。「いじめ・不登校対策委員会」は、月1回の定例会とし、いじめ事案発生時は緊急に行う。

- 構成員 校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、関係教諭、その他
- 活動
 - ア 学校いじめ防止基本方針作成・見直し

- イ 年間指導計画の作成
- ウ 校内研修会の企画・立案
- エ 調査結果、報告等の情報の整理・分析
- オ いじめが疑われる案件の事実確認・対応方針の決定
- カ 要配慮児童への支援方針決定

2 児童が主体となったいじめの防止等の取組の推進

(1) 児童が主体となった活動

ア 望ましい人間関係づくりのために、児童が主体となって行う活動の機会を、年間を通じて設ける。

- 児童会等の異学年交流の実施
- 学級活動での話し合い活動・集会活動の実施
- 一部縦割り清掃活動の実施
- ボランティア活動の推進

イ 児童同士で悩みを聞き合い、相談し合うピア・サポート活動を推進する。

3 いじめの防止等に関する措置

(1) アンケート調査や教育相談の実施

ア いじめられた児童、いじめた児童が発することの多いサインを、教職員及び保護者で共有する。（別紙資料「MEIWAの生徒指導」）

イ 定期的に教育相談週間を設け、児童が相談しやすい雰囲気づくりを目指す。

ウ いじめの事実がないかどうかについて、全ての児童を対象に定期的なアンケート調査を実施する。

- 学校独自のアンケートの実施
- 県下一斉のアンケートの実施

エ いじめ不登校対策委員会において、上記相談やアンケート結果のほか、各学級担任等のもっているいじめにつながる情報、配慮を要する児童に関する情報等を収集し、教職員間での共有を図る。

- 職員会議での情報の共有
- 進級時の情報の確実な引き継ぎ
- 過去のいじめ事例の蓄積

(2) いじめの発見や通報を受けたときの場合の組織的対応

ア いじめの発見・通報を受けたときの対応

- 教職員は、「これぐらい」という感覚をなくし、その時、その場で、いじめの行為をすぐに止めさせる。
- いじめられている児童や通報した児童の身の安全の確保を最優先とした措置をとる。
- いじめの事実について管理職及び生徒指導主事（いじめ不登校対策委員会を構成するいずれかの職員）に速やかに報告する。
- 特定の教職員で抱え込まず、いじめの事実について管理職及び生徒指導主事（いじめ不登校対策委員会を構成するいずれかの職員）に速やかに通報し、組織的に対応する。

イ 情報の共有

- アの情報を受けた生徒指導主事等は、いじめを認知した場合はいじめ不登校対策委員会の関係職員へ報告し、情報の共有化を図る。

ウ 事実関係についての調査

- 速やかにいじめ不登校対策委員会を開き、調査の方針について決定する。
- 調査の時点で、重大事態であると判断された場合は、校長が教育委員会へ直ちに報告する。
- 児童及び教職員の聴き取りに当たっては、いじめ不登校対策委員会の職員のほか、児童が話をしやすいよう担当する職員を選任する。
- 必要な場合には、児童へのアンケート調査を行う。この場合に、質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめられた児童又はその保護者に提供する場合があることを予め念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要であることを留意する。

エ 解決に向けた指導及び支援

- 専門的な支援などが必要な場合には、教育委員会及び警察署等の関係機関へ相談する。
- 解決を第一に考え、保護者及びその他の関係者との適時・適切な情報の共有を図る。

(3) 学校を離れた場所での教育活動における指導の充実

- 学校を離れた場所で教育活動を行う場合は、事前の指導を徹底したり、いじめに関するチェックカード等を活用したりして、いじめの未然防止に努める。

(4) 加害者や傍観者に対する支援

- ア 加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。
- イ 必要な対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関との連携の下で取り組む。特に、保護者に対しては誠意ある対応に心がけ、説明責任を負う。
- ウ 加害児童生徒及びその保護者に対して、必要な指導や支援を継続的に行い、被害児童生徒及びその保護者との関係に配慮する。

(5) いじめの解消となる二つの要件

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これら2つの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

ア いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等から更に長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、教育委員会又はいじめ不登校対策委員

会等の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。

行為が止んでいない場合は、相当の期間を設定して状況を注視する。

イ 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。いじめ不登校対策委員会等においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し確実に実行する。上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

4 その他の留意事項

(1) 校長のリーダーシップによる対応

本校において、校長が積極的にリーダーシップを発揮し、いじめの防止に関する取組を組織的・計画的に行えるよう、必要な指導・助言を職員に行う。

全ての職員が方の内容を理解し、いじめの問題に対して、その態様に応じた適切な対処ができるようにするとともに、いじめが起こらない学校をつくるための人権教育の教育内容・実践方法等についての研修の充実を図る。また、生徒指導事例研修や県版生徒指導資料等を参考に、職員の研修の充実を通して、職員の資質の向上を図る。

(2) 道徳教育や人権教育の充実

教科、特別の教科道徳、学級活動等の時間を中心として、道徳教育や人権教育を実施し、いじめは絶対に許されないという人権感覚を育むことを目指す。

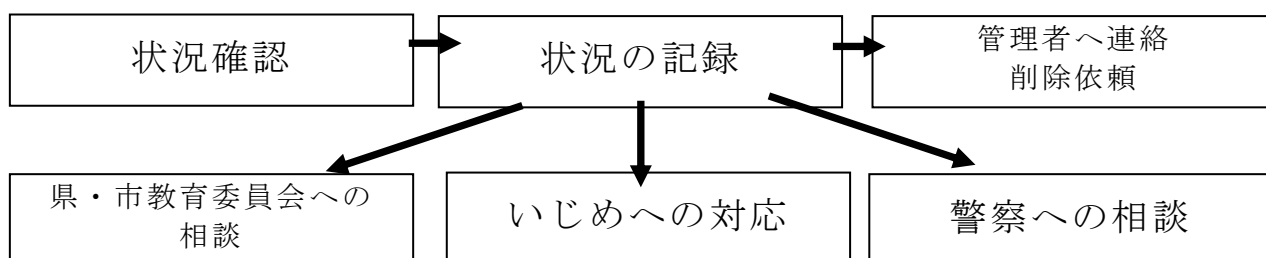
○ 教科や特別の教科道徳、学級活動等を中心とした道徳教育や人権教育の時間設定

○ 道徳教育や人権教育に関する職員研修の実施

(3) インターネット上のいじめへの対策

文字や画像を使い、特定の児童の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の児童になりすまし社会的信用を貶める行為をする、掲示板等に特定の児童の個人情報に掲載するなどがネットいじめであり、犯罪行為に当たる。

- フィルタリングや保護者の見守りなどについて、保護者への啓発を図る。
(都城市小中一貫教育西ブロック徳育部会共通実践)
- 教科や学級活動、集会等における情報モラル教育の充実を図る。
- 児童を対象とした講演会などでネット社会について講話（防犯）を実施する。
- インターネット利用に関する職員研修を実施する。
- 被害者からの訴えや閲覧者及びネットパトロールからの情報などにより、ネットいじめの把握に努める。
- 不当な書き込みを発見したときには、次の手順により対処する。



(4) SCやSSW等の専門家の積極的な活用

本校においては、本基本方針を活用した校内研修を実施し、いじめの問題について、全ての教職員で共通理解を図る。

また、教職員一人一人に様々なスキルや指導方法を身に付けさせるなど教職員の指導力やいじめの認知能力を高める研修やスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家を講師とした研修、具体的な事例研究等を実施していく。

(5) 校内の相談窓口の設置

いじめの早期発見のため、定期的なアンケート調査や教育相談を実施し、児童がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、電話相談窓口の周知により、地域、家庭と連携して児童を見守る。

(6) 都城市ならではの取組の充実

都城市ならではの「命の大切さを考える日」の取組を通して、いじめの未然防止やその啓発を推進する。

- 「命の大切さを考える日」を定期的に計画し、朝の会での講話や全校集会での講話などを行う。
- 「命の大切さを考える日」に合わせて、参観授業を計画し、命についての授業参観を全学年行う。

5 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味や具体例

いじめ事案が次の状況にある場合には、重大事態として直ちに、校長が都城市教育委員会に報告する。

- 児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがある場合
 - ・ 児童が自殺を企図した場合
 - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合

- ・ 精神性の疾患を発症した場合 等
- 児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合
 - ・ 年間の欠席が30日程度以上の場合
 - ・ 連続した欠席の場合は、状況により判断する。

(2) 重大事態への対処

児童や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で重大事態が発生したものとして捉え、都城教育委員会に報告し、調査等に当たる。また、都城市教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力することとする。

事案について、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、個人情報保護に配慮しつつ、適時・適切な方法で説明する。

第3 その他の事項

1 基本方針の点検と必要に応じた見直し

学校の基本方針の策定から3年を目途として、国や県及び市の動向等を勘案して基本方針の見直しを検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。

また、基本方針については、現状や課題等に応じて、普段から定期的な改善や見直しに努める。

2 ホームページ等での公開

学校のいじめ防止基本方針について、ホームページ上で公表する。

“MEIWA”の生徒指導

M

“めりはり”のある授業

- ※ 特に、「聞く」ことのできる学習集団を作りましょう。
- ※ 「交流」を中心にすえた授業をしましょう。(教師が話す時間と子どもたちが考え、話す時間のめりはり)



E

“えんりょせず”声かけ

- ※ 学年・学級の枠を越え、全職員で一人一人をみつめましょう。
- ※ 子どもたちのよいこと、悪いことを見かけたら、その場で声をかけていきましょう。
- ※ 支援を要する子へは、特に意識して声をかけましょう。



I

“いじめ”はダメ！！

- ※ 子どもたちが何気なく発した言葉、何気ない態度を見逃さないようにしましょう。
- ※ 日記やアンケートなどを活用しましょう。
- ※ 日常の友達関係を観察しておきましょう。(変化への気付き)



W

“わ”になろう ～チーム明和～

- ※ 情報を交換しましょう。(廊下ですれちがった時)
- ※ とよりの学級に足を運びましょう。(教室をブラ～とする、子どもに声をかける)
- ※ 私たちが“わ”になる時間を作れるといいですね。



A

“あいさつ”そして“あそぼう”

- ※ 挨拶の大切さを伝えましょう。
- ※ 教師も子どもたちに負けない挨拶をしましょう。
- ※ 時間を見つけ、子どもたちといっしょに遊びましょう、そして、笑顔で語りましょう。

